

入札に関する注意事項

芦屋市 総務部 総務室 契約検査課

- 1 入札及び契約については、芦屋市財務会計規則、芦屋市契約規則その他関係法令に従うものとする。
- 2 貸し出した設計図書等は入札前に返還すること。
- 3 入札を希望しない場合には辞退することができる。
- 4 入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を当該入札前までに提出すること。
- 5 建設工事の入札の際には、下記のことを留意して入札前に「工事費積算内訳書」（以下「内訳書」という。）を提出すること。提出がない場合は、入札に参加することはできない。
 - (1) 第1回の入札に際し、入札金額に対応した内訳書を提出すること。なお、内訳書余白に商号又は名称を表記すること。
 - (2) 持参する内訳書の様式については、貸与した金抜き設計書を複写したものとする。ただし、任意の様式でも、上記金抜き設計書の内容を具備したものであれば差し支えないものとする。
 - (3) 第1回の「入札金額」と「積算金額」は同額とすること。「積算金額」が「入札金額」を上回る場合については、値引き等により処理し同額とすること。この場合（積算金額－値引等＝入札金額）の表示がわかるように記入すること。
 - (4) 「入札金額」が「積算金額」を上回る場合は無効となるため、内訳書の記入に当たっては十分注意すること。
 - (5) 内訳書には、総計に含まれている材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を抜き出して明示すること。
 - (6) 提出のあった内訳書の内容について説明を求める場合があるため、積算書全体を持参しておくこと。
- 6 入札参加者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出すること。この場合、入札書には入札参加者の（住所）（商号又は名称）（代表者名）のほか、当該代理人が記名押印すること。
- 7 入札書は、封書表面に件名、商号又は名称及び入札書在中の旨を明記し、指定の日時までに入札箱に投入すること。指定の日時を過ぎたときは受理しない。
- 8 入札参加者は、入札に関する注意事項、指導事項、仕様書、図面及び契約書案等を熟知の上、入札すること。これらの内容について疑義があるときは、関係職員の説明を求めること。入札後において、入札に関する注意事項、指導事項、仕様書、図面及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 9 芦屋市契約規則第11条各号又は次の各号に掲げる、いずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札通知書を指定日に受領しない者又は現場説明を受けない者のした入札
 - (2) 入札金額の表示がない入札又は金額を訂正した入札（訂正印があっても無効）
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
 - (4) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格未満の価格での入札
 - (5) 再度入札を行った場合において、当該入札前の入札における有効な入札のうち、最低入札価格以上の価格での入札
 - (6) 入札金額が積算金額を上回る価格での入札
- 10 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用い、金額の頭に「¥」を表示すること。
- 11 再度入札を行う場合は、前回の入札において、入札に参加しなかった者又はこの入札に関す

る注意事項に反し無効の入札を行った者については、再度入札に参加することはできない。

- 12 再度入札を行う場合、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届又は入札書の入札金額欄に「辞退」と記入したものを提出すること。
- 13 入札者が連合し、又は不正不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 14 入札者が1人の場合、入札を中止する。
- 15 入札箱に投入後の入札書は、引き換え、変更又は取消はできない。
- 16 開札は、通知書に示した指定の場所、日時に入札者の面前で行う。
- 17 落札者となるべき同一価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者を決定する。
- 18 落札決定後、契約締結までの間に、落札した者が芦屋市契約規則第2条各号による入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。
- 19 落札者は、契約書に記名押印して、落札決定の日から起算して5日以内にこれを提出しなければならない。契約書を提出しないときは、その落札は無効とする。

【市議会の議決】

- 1 工事又は製造の請負に関する契約については、予定価格が1億5,000万円以上の場合、不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いについては、予定価格2,000万円以上の場合、芦屋市契約規則第28条に規定する仮契約とし、市議会の議決を得たときに本契約と読み替える。
- 2 市議会において議決が得られないときは、仮契約は無効とする。
- 3 部分払いについての検査日は、本契約時に協議の上決定する。
- 4 仮契約締結後、市議会の議決を得るまでの間に、仮契約を締結した者が芦屋市契約規則第2条各号による入札の参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、本契約は締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

【指 導 事 項】

- 1 工事の施工に当たっては、災害の防止に努めるとともに、万一に備えて労働者災害補償保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に参加すること。
- 2 建設労働者の福祉対策として、建設業退職金制度等に参加すること。
- 3 下請業者の選定及び建設資材等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用すること。
- 4 下請負については、建設業法で一括して他人に請負わせ又は請負ってはならないこととなっているため、これを遵守すること。また、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出をしていない建設業者を下請契約の相手方としてはならない。
- 5 元請人は、下請負代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負人等にしわ寄せが生じないように努めること。
- 6 工事の施工に当たって、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされるものについては、建設業法で定める資格を有する者を適正に配置すること。
- 7 元請業者は、工事の施工に当たって、建設廃棄物の適正な処理を行うため、自らの責任において、処理業者等との協力体制を確立し、円滑な運営を図れるよう努めること。